

ベンチャーキャピタルの 投資先の連結指針（概略）

制度調査部
吉井 一洋

連結対象外とするための要件

【要約】

- ASBJ（企業会計基準委員会）は、2008年1月24日に企業会計基準適用指針公開草案第28号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針（案）」を公表した。
- 適用指針では、ベンチャーキャピタル会社が投資先を連結対象外とするための要件を定めている。
- ASBJは2008年2月25日までコメントを集め、最終的な適用指針を確定し、2008年度（早期適用可）から適用する予定である。

1. 現行の取扱い

◎日本公認会計士協会が公表している監査委員会報告第60号では、ベンチャーキャピタルや銀行が投資・出資先の企業を支配している、あるいは重要な影響を与えているとしても、下記の場合は、投資・出資先企業を連結対象、あるいは持分法の適用対象から除外することを認めている。

- i.ベンチャーキャピタルなどの投資企業が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として他の会社等の株式や出資を有している場合。投資企業とは、投資先の事業そのものによる成果ではなく、売却による成果を期待して投資価値の向上を目的とする業務を専ら行う会社等をいう。
- ii.銀行などの金融機関が債権の円滑な回収を目的とする営業取引として、他の会社等の株式や出資を有している場合

2. 適用指針案の内容

◎しかし、i、iiについては、具体的にどのような場合がこれに該当するか明らかでなく、これらの規定を濫用して投資・出資先を連結対象外から除外する例が見られた。今回の適用指針案は、このような濫用を防止するため、どのような場合に連結対象外となりうるかを明示するものである。具体的には、次のすべてを満たすときには、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められ、子会社には該当しないことを明示している。

- ①売却等により他の会社等の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があること
- ②他の会社等との間で、通常取引として投融資を行っているもの以外の取引がほとんどないこと
- ③他の会社等の事業の種類は、自己の事業の種類と明らかに異なるものであること
- ④他の会社等とのシナジー効果も連携関係もないこと

(注) ただし、他の会社等の株主総会その他これに準ずる機関を支配する意図が明確であると認められる場合は除かれる。

◎適用指針案では、上記の場合、他の会社等の株式や出資を有している投資企業や金融機関は、実質的な営業活動を行っている会社等であることが必要であること、当該投資企業や金融機関が含まれる企業集団に関する連結財務諸表にあっては、当該企業集団内の他の連結会社（親会社及びその連結子会社）においても上記②から④の事項を満たす必要があることを示している。

◎適用指針案では、関連会社の判定についても、同様の定めを置いている。

3. 適用時期等

◎ASBJは2008年2月25日までコメントを集め、さらに検討をし、最終的な指針を決定する。

◎公開草案では、2008年4月1日以後開始する連結会計年度から適用することとしている。ただし、2008年年3月31日以前に開始する連結会計年度から適用することも認めている。

以上